

## 姫路市教育委員会会議録（令和4年11月）

○ 日 時 令和4年11月17日（木）午後2時から

○ 場 所 北別館3階 講義室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第31号 令和5年度歳入歳出予算要求について

議案第32号 姫路市立学校職員の給与に関する条例及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について

議案第33号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について

議案第34号 姫路市学校給食費調整基金条例の制定に関する臨時代理の承認について

議案第35号 姫路市立図書館協議会委員の任命について

日程第4 報告

1 令和5年度以降の夏季休業日の短縮等について

2 令和3年度姫路市の児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

3 市立小学校におけるいじめ重大事態の発生について

4 電子図書館の整備状況について

5 姫路市立あかつき中学校（夜間中学）開設に伴う準備状況について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、干谷城内図書館館長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、森学校指導課長、内海健教育課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、多田市史編集室長、中川姫路科学館長、増田城郭研究室長、大谷埋蔵文化財センター館長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、報告事項の5 姫路市立あかつき中学校(夜間中学)開設に伴う準備状況について追加になっております。
- 議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。  
まず、一括審議についてですが、議案第32号及び第33号は、関連がありますので、一括審議としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第32号及び第33号は、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第31号は、予算要求に関する審議であり、報告事項の3及び5についても会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当し、議案第32号から第34号までは、同条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、議案第35号は、同条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため、非公開にすることが適

当であると考えます。

教育長

- また、議案第 32 号から第 34 号まで及び報告事項の 5 の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 31 号から第 35 号まで並びに報告事項の 3 及び 5 は、非公開と決定します。  
また、議案第 32 号から第 34 号まで及び報告事項の 5 の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。

教育長

- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
報告事項の 1 令和 5 年度以降の夏季休業日の短縮等について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 報告事項の 1 について説明)  
はじめに、現状及び課題についてでございますが、令和 2 年度より、小学校において、新学習指導要領が本格実施となり、3・4 年生で外国語活動、5・6 年生で外国語の授業が新たに導入されました。これにより、3 年生から 6 年生では年間の授業時数がそれぞれ 35 時間、週あたりでは 1 時間の増加となりました。現在、4 年生以上は週あたりの授業時数が 29 時間となっています。これに加えて、教育課程外としてクラブ活動や委員会活動を週 1 時間程度実施しています。また、教育委員会では、これまでも、校務支援システムの導入、ノー部活デーや定時退勤日の実施など教職員の勤務時間適正化に取り組んでまいりました。しかしながら、学校現場におきましては、各種行事の運営、学習指導及び様々な事務的業務などの絶対量が多く、児童生徒と向き合う時間の確保に課題がある状況です。そこで、これらの課題を解消すべく、令和 3 年度につきましては、8 月末の 1 週間、平日 5 日間について夏季休業日の短縮を試行し、その結果について庁内検討会を実施いたしました。その検討結果を受け、暑さ対策や働き方改革の観点から、令和 4 年度については、夏季休業の前半と後半に分けて 1 週間、平日 5 日間を短縮し、再度試行いたしました。先日、2 年間の試行の検証結果について庁内検討会を実施いたしました。令和 5 年度につきましては、その検討結果を受け、暑さ対策に対する意見を重視するとともに、兵庫県中学校総合体育大会の日程も考慮した上で、夏季休業の前半を 1 日、後半を 3 日の平日 4 日間を短縮し、併せてこれまで休業日であった創立記念日を授業日とすることを検討いたしました。  
次に、基本方針をご説明いたします。令和 5 年度の夏季休業日を前半 1 日、後

半3日の合わせて平日4日間短縮し、7月22日から8月28日とします。対象は、小、中、義務教育、特別支援学校です。7月20日と21日及び、8月29日から31日の5日間において午前中授業を実施します。9月1日からは給食を実施します。また、これまで休業日であった各学校の創立記念日を授業日とします。これらのことにつきましては、令和5年度からは、試行とせず、学校管理規則を改正し、本格実施としたいと考えています。

次に、夏季休業日の短縮等により期待できる効果でございますが、夏季休業日の短縮等により新たな授業時間を確保することで、週当たりの授業時数を1時間減じたとしても、標準時数を確保することが可能となります。減じた時間を児童生徒と向き合う時間や職員会議、研修にも充てることで、児童生徒の負担軽減や教職員の働き方改革に寄与できると考えています。また、授業日が増えることにより、教育計画全体に余裕を持たせることができるとともに、カリキュラム・マネジメントにおける工夫の余地が広がると考えています。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思えます。

教育長

○ 次に、  
報告事項の2 令和3年度姫路市の児童生徒の問題行動・不登校等の状況について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の2について説明)

本資料は、10月28日に公表された、文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をもとに、小、中、高等学校の暴力行為件数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数、いじめ解消状況及び公立高等学校中途退学者数の市・県・国の集計をまとめたものでございます。

まず、1つ目の暴力行為の発生件数につきましては、小学校で0件、中学校で6件、高等学校で0件となっております。本市においては、対教師暴力や生徒間暴力等の暴力行為は国・県に比べてかなり低い数値となっております。これは、本市が継続的に取り組んできた、児童生徒の健全な自尊心を育むライフスキル教育の成果が表れていることが要因の一つと考えております。

次に不登校児童生徒数についてでございますが、まず不登校とは「病気」「経済的理由」「感染回避」などを除いて年間30日以上登校していない状況にある者をいいます。不登校児童生徒数は、本市においては、小学校では令和2年度の333人から令和3年度は449人と116人の増加、また、中学校では令和2年度の756人から令和3年度は979人と223人の増加で、小・中ともに過去最多となっております。高等学校では、令和2年度の24人から8人へ16人の減少となっております。

おります。高等学校については、学校生活における制限が少しずつ緩和され、生徒同士の交流が増えたことで、減少したものと考えます。小・中学校において不登校児童生徒数が増加した背景としましては、令和2年度より、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る長期臨時休校や学級閉鎖等が相次ぎ、子どもたちの生活リズムが崩れやすくなったことや、学校生活において感染対策が厳しく求められたことで、登校意欲が湧きにくい状況になったこと、また、少しでも体調不良がある場合も欠席することを余儀なくされたことが続いたことで、令和3年度も学校を欠席することへのハードルが下がったことなどが要因であると思われまます。また、教育機会確保法や、令和元年10月25日文科省発出の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」により、不登校の時期が、児童生徒によっては休養や自分を見つめ直す期間となりうるという前向きな捉え方が周知されたことも、不登校児童生徒数が増えた要因の一つであると考えます。さらに、不登校傾向にあった児童生徒が新型コロナウイルス陽性で欠席、または濃厚接触者となって欠席した場合など、本調査における長期欠席理由の分類において「その他」で計上すべきところを深く吟味せず、「不登校」と計上してしまったケースもあると思われまます。なお、出席した日数が0日の児童生徒数は、小学校で12人と令和2年度から6人の減少、中学校で52人と令和2年度から2人の減少、高等学校では令和2年度と同様に0人となっており、学校に全く登校できていない児童生徒数は若干減少しております。不登校の主たる要因として、小学校においては「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活リズムの乱れ、・あそび・非行」「親子の関わり方」、が多くなっております。中学校においては「無気力・不安」が最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が多くなっております。高等学校は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「無気力・不安」が多くなっております。本市におきましては、引き続き子どもたちに寄り添いながら、児童生徒が不登校にならない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、オンライン面談などICT等を効果的に活用して、不登校児童生徒への個別支援をさらに充実させていく必要があると考えております。また、欠席が増えはじめ、不登校の兆候が見え出した児童生徒に対しましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、適切なアセスメントに基づき、早期対応に努めてまいります。

次に、いじめの認知件数につきましては、国及び県と同様に増加の傾向を示しております。長期臨時休校や分散登校等があった令和2年度と比較し、令和3年度は、4月当初から通常登校となり、学校生活における制限も少しずつ緩和され、児童生徒同士の直接的な関わりが増えたことで、いじめの認知件数も増加したものと考えます。いじめの態様としましては、小・中学校ともに、国や県と同様の傾向を示しており、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多くなっており、次いで「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」などとなっております。また、本市の高等学校において「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が最も多いこと

からも窺えますが、パソコンやスマートフォンなどの「ネットを介したいじめ」の認知件数も、小学校では19件から33件へ、中学校では39件から60件へと令和2年度から増加しております。本市の小学校におけるいじめ認知件数が、国や県と比較して低い理由としまして、本市の児童の傾向として、暴力行為やいじめといった反社会的な行動に出るよりも、不登校等、非社会的な行動に出ることが多いことや、学校がいじめと認知せずに児童間のトラブルと判断していることが考えられます。また、中学校においては、いじめ認知件数は国や県と比較して大きな差異はありませんが、生徒の実態としましては小学校と同様に不登校などの非社会的な行動に出る傾向が窺えます。教職員がいじめなどの兆候を適切に把握し、解決に向けて迅速に対応していくスタートラインに立つため、今後も法律上のいじめの定義についての周知を図り、校内いじめ対応委員会による更なる積極的認知を呼びかけていくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した相談体制の充実やチーム学校による組織的対応を図っていくよう、各学校に指導を徹底してまいります。

なお、いじめの解消状況につきましては、本市は、国、県と比較して低い値になっておりますが、決して解消していない状態で放置しているわけではありません。単に謝罪をもって解消とせず、いじめの加害行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続しており、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等により確認されている等の要件を満たしていることが必要とされており、本市においても安易に解消とせず、継続的に丁寧な見守りを重視するよう、学校に徹底しております。

最後に市立高校の中退者は8人と令和2年度から1人の増加となっております。中途退学の理由としましては、学校生活への不適応や学力不振が原因で、別の高校への入学を希望したことによる「進路変更」となっております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

不登校児童数は入れ替わりがあるかと思いますが、小学校から中学校、中学校から高校に移る時は、一つの切り替えとして、学校に復帰できる機会かと思いますが。そのような数はトレースされていますか。

(答)

学校が移ることによって、人数がどうなるか、小学校の時に不登校だった生徒が中学校でどうなるかにつきましては、学校間で引継ぎを行っております。また、そのようなことを出来るだけ段差を無くすということで、小中一貫教育にも取り組んでおります。小学校から中学校、中学校から高校に行く時も、県立高校、市立高校合とも生徒の状況を伝え、情報共有等はしっかりするようにしています。

(問)

どちらかという小中一貫教育の方が段差が無い分だけ同じ子供たち同士でむしろ環境が変わらないので、対応しにくいと思います。この子は不登校ですよといった形で情報共有するのはもちろんですが、その子供たちの復帰プログラムと言

ますか、教室に戻ってくるスタートラインのサポートの仕方はどうなっていますか。また、実際にどのくらいリセットして学業に戻り始めたのか、学校が上がった時の復帰率についてはどうですか。

(答) 各学校で把握していると思いますが、教育委員会で市全体では把握をしておりません。

(問) ここにある数字は顔の見えない数字であって、実際にはそれぞれの小学校から中学校へ、中学校から高校へのお互いでやり取りをしてやってもらっているということですか。

(答) はい、そうです。

(問) 不登校の原因で親子の関わり方とありますが、具体的にはどのようなことですか。

(答) 様々な場合がありますが、保護者が子供に過剰に関わりすぎる場合もありますし、逆に何も関わらない状況、ほったらかしの状況、ほぼ虐待に近いような状況もございます。

(問) 私は医師ですが、子供に処方する際、眠くなる薬だが授業で困りませんかと聞くと、学校に行ってもせんと平気で答える親がいらっしゃいます。関わってない方の場合は、そういうことですね。

(答) そうです。その親御さんが行ってないことを認めて、家でフォローされている場合もあります。逆にほったらかしで、その状況を改善することなく、学校との関係もあまり密にとることなく、といった場合もあります。

(問) 不登校で実際に登校が少なかった場合、進級や卒業はどうなりますか。

(答) 進級に関しましては、学年末の職員会議で話し合います。その中で校長が判断をすることになりますが、ほぼ全員進級することになります。

(問) いじめの中で軽く叩かれたり蹴られたりといったことがありましたが、軽く叩かれたり蹴られたりでは暴力行為として認定しないのですか。

(答) 暴力行為というのは、警察が関った案件が中心になります。

(問) 警察が関わるかどうかで、医師による治療が必要かどうかは関係ないのですか。

- (答) 警察に関った案件かどうかになります。
- (問) 中学校の6件は、警察が関与して怪我也大きいですか。
- (答) 怪我也大きいです。
- (問) 不登校の子供たちのリセット・復帰のしてもらい方、上手くいく事例、案件によってそれぞれ複雑な要素があるかと思いますが、いじめ等を含めて教育委員会ではある意味数字しか見ていない、確認していない時に、先生間で手法等々を共有していますか。
- (答) 特に中学校で不登校の担当教員が県から配置されており、不登校の担当教員、生徒指導の担当者会で情報共有はしています。小学校から中学校に上がる時に上手くリセット出来た事例や、進級の際に上手くリセット出来た事例で、不登校が解消したり、休みが減っていった事例の対応方法は、共有するようにしております。
- (要望) 先生が抱えこんでしまわないように、失敗した事例も含めて様々な事例を共有しながら、各校が積極的に活用出来るような環境を更に進めてもらいたいと思います。
- (問) 無気力の例をあげてもらったが、こういう兆候があった子供にはこういったアプローチをするといったマニュアル、指針のようなものはありますか。せつかく分析が出ているので、どのようにしたら良いかといった筋道のようなものはありますか。
- (答) 正直、マニュアルに関しては、作成しておりません。不登校になっている児童それぞれで、状況が異なります。そのため、個々に対応が異なるためこっちの子で当てはまったことが、別の子では上手くいくこともあればそうでない場合もありますので、マニュアル化するのは難しいと感じております。
- (問) 事例のようなもので、必ず決まった対応は出来ませんが、取組の仕方などを積極的に専門の先生に意見をもらいながら事例のようなもの、取りかかれる何かがないと、先生が全部を抱えることになると思います。具体的な取り組み方があれば少しは先生方の負担が減るのではないかと、多様化する子供への対応ができるのではないかと思います。データだけではなく具体化を専門の先生方と積むことで、学校任せになることは無くなるかと思ひます。様々な事例があるため、ぜひ取り組んでほしいと思ひます。
- (答) 先ほどの御意見ですが、例えばスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが自校の事例を持ち寄り、定期的に大学教授に来ていただいて、指導を受けたり、助言

を受けたりしています。学校、教職員につきましては、様々な方、事例がありますので、一つ一つ当てはまるか分かりませんが、学校指導課や育成支援課で紹介しております。また、学校指導課では不登校の未然防止通信を全職員が見れるようにしており、不登校の削減事例や、対応事例を様々な先生方が共有できるようにしています。

(問) 不登校の児童生徒数が全国に比べて高い状況であります。姫路市としても重く受け止め、対応していく必要があると思います。先程の意見にもありましたが、小学校から中学校に上がる時に、小学校は不登校だがりセットされて不登校が改善された子はいますか。

(答) あります。人間関係が中学校に行くことで変わりますので、小学校では不登校でしたが中学校では登校できるようになったと生徒指導担当から報告を受けることはあります。

(意見) そういった事例が増えることは良いと思います。事例が様々であるため、情報を集めて専門家の意見を聞きながら減らしていければと思います。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長 ○ 次に、  
報告事項の4 電子図書館の整備状況について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (城内図書館長 報告事項の4について説明)  
図書館では、利用者の利便性向上のため、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から電子書籍を閲覧できる電子書籍貸出サービス「電子図書館」を、図書館システムの更新と合わせて開始するため、現在、システム構築を行っているところでございます。

予定している電子図書館の概要につきまして御説明いたします。電子図書館を利用できるのは、図書館の利用登録を完了し、利用者IDとパスワードの発行を受けている方となります。利用できるコンテンツの数は、著作権フリーの青空文庫等も含めて約5,500点を予定しております。利用方法は、新設の「姫路市電子図書館」のサイトからの利用、若しくは図書館システムの蔵書検索で表示されるコンテンツから利用していただけます。一度に利用できるコンテンツの数及び期間につきましては、数は3点まで、期間は14日間まで、期限が過ぎると自動的に返却され、利用できなくなります。予約も3点まで受け付ける予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、1月下旬からホームページや広報ひめじ

などで周知してまいります。2月下旬には、新システムへの移行及び資料手入れのため、休館いたします。これは、新システムの供用開始前に移行作業等のため休館期間が必要となること、例年3月に行っている資料手入れを新システム供用後に行うと、休館期間が長くなることから、資料手入れの期間を前倒しし、休館期間の短縮を図るものでございます。なお、新システム及び電子図書館の稼働は3月1日を予定しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

青空文庫等はフリーであるため別問題として、通常の購入されるコンテンツについて、一度に貸出できる人数の制限はありますか。

(答)

一般の電子書籍に関しましては、1点につき1人となります。

(問)

1点につき1人の紐付けがありますが、本の冊数を5,500冊とした時に、1冊ずつとなるのか、これは活用されるから5冊分、10冊分となるのか、加重を掛けて5,500冊を購入される予定ですか。

(答)

青空文庫等著作権フリーのものにつきましては、今のところ5,000点の予定で、購入コンテンツ数としましては、今年度は予算上500点の予定です。

(問)

青空文庫はフリーのため構わないのですが、購入されるものについて、通常、よく借りられる物は2点、3点、4点と、また重要だが稼働が少ない物については1点にされていると思いますが、電子書籍500冊についてはとりあえず1点ずつなのか、それともあらかじめ加重を掛けながら購入されるのですか。

(答)

500点の購入コンテンツ数は少ない方とっておりますので、出来るだけたくさん種類のコンテンツを導入したいとっております。公共図書館用の電子書籍には基本的にはベストセラーや新刊は公共図書館用の図書には含まれておりませんが、文芸書やライトノベル的な小説は種類としてありますので、どのようなものをコンテンツ数に入れていくかは今後検討していきます。広くたくさんの電子書籍を提供したいため、今のところは1点ずつと考えております。様子を見ながら人気のあるものは、来年度以降余裕があれば2点目も購入していきたいと思っております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、
- 議案第 32 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について
- 及び
- 議案第 33 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について
- 一括審議します。
- 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 32 号及び第 33 号について説明)
- これらの議案につきましては、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。
- まず、「議案第 32 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について」からご説明いたします。
- 「1 改正の理由」につきましては、地方公務員法が改正されたことにより、常勤の職員の定年が段階的に引き上げられるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務等の制度が設けられ、本市において、これらの制度に係る規定の整備を行なうことから、本市の教育職員についても同様の対応を行うものでございます。
- 次に、「2 改正の概要」でございます。1 点目は、「姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」でございまして、定年の引上げに伴う当分の間の措置として、60 歳を超える職員の給料を 7 割水準とする措置や、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）に伴い降任した場合の、給料の調整等について規定するとともに、再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴う給料表の字句を改正しようとするものでございます。2 点目は、「姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でございまして、定年前再任用短時間勤務制の創設に伴い、再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間職員に、字句を改めようとするものでございます。3 点目は、その他附則において、暫定再任用職員に関する経過措置のほか、所要の規定整理を行うことといたします。
- 「3 施行期日」につきましては、令和 5 年 4 月 1 日としております。
- 続いて、「議案第 33 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について」ご説明いたします。
- 「1 改正の理由」につきましては、先ほどの議案第 32 号と同じく、定年引上げ等に伴うものでございまして、本市において、これらに関して退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行うことから、本市の教育職員

についても同様の対応を行おうとするものでございます。

「2改正の概要」につきましては、1点目は、退職手当の支給率に係る特例について、でございます。60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定することといたします。2点目は、「ピーク時特例」の適用について、でございます。職員が60歳に到達した日後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合、及び管理監督職勤務上限年齢による降任等により、給料月額が減額される場合の、いずれも退職手当の基本額の計算方法の特例である「ピーク時特例」を適用することといたします。3点目は、応募認定退職制度（いわゆる早期退職応募制度）について、でございます。早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合については、当分の間、現行制度下における対象年齢及び割増率を維持することといたします。

「3施行期日」につきましては、一部の規定を除いて、令和5年4月1日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

両議案においてもそれぞれ、附則を見ても条文においても当分の間と期間が不明瞭な記載が大量にありまして、これまでに見させて頂いた分ですと毎年更新されるような場合でも事由・内容が変わればその度毎に条文を明確に修正しておられると思いますが、この件については、当分の間とすごく不明瞭な文言が各所にあります。これまでのパターンから言うとその当分の間を抜いて、何々は何々とする。例えば、次の年になる時にはこれは削除するといった形で明確にされていたと思いますが、なぜ今回不明瞭な期間、当分の間というのが今回変更になったほぼ全てで抑えられていると思いますが、これはかなり不明瞭なので削除されて明確にされて変更される時には直されるのが条文的には合っていると思いますがいかがですか。

(答)

まず、この定年の引き上げは、来年度から段階的に上がるといくことで、まず令和5年度に61歳、令和7年度に62歳、令和9年度に63歳、令和11年度に64歳、令和13年度に65歳というように、令和13年度に定年の段階的引き上げが完成します。国家公務員法の改正がまず行われており、地方公務員につきましては、国家公務員との均衡を図るためにそれに倣ったものです。国の方では、制度が完成するまでに、給料の7割措置等を続けるのか、あるいはそのまま60歳の給料のまま維持するのか等を検討することとしておりますので、そういった期間と考えております。

(問)

定年延長を段階的にしていくことは、分かりますので何の問題もありませんが、文言として当分の間というのがすごく分かりにくい、不明瞭といいますか、当分の間といっても完了したときには削除されると思いますがいかがですか。

- (答) 先程も申しましたが、制度が完成するのが令和 13 年度になります。60 歳の給料を 60 歳で退職した時と同じ水準で支給するとか或いは 7 割水準とするとかという事を、その時までには検討することとされており大変長い期間であり、当分の間というように位置付けられていると考えております。
- (問) それならば、令和 13 年度までや令和 12 年度中と期限があるならばそれに合わせられるのが普通ではないのですか。若しくは、この分はいついつまでを有効とするとかというようにしてどうですか。当分の間というのは、すごく条文としてはおかしいと思います。期日があるならば期日を書くべきですし、今はこれに変えます、完了したらこれに変えますといった形で手続きを踏むのではないですか。
- (答) 確かに令和 13 年度は示されていますが、それがどのような方向性に行くかは現在のところ決まっていないうございませう。ですので、目標といたしまして令和 13 年頃という考え方もあるかと思ひますが、令和 13 年度にはきっちり決めるかどうかにつきましては、国の方針がどのようなものか分かりませんが、国家公務員法においても当分の間との謳い方をされておりますので、それに倣って本市の条例もこういつた言い回しにしております。
- (答) 先程課長からも申し上げましたように、すごく大きな制度改正になっておりまして、国家公務員法の規定をそのまま使って当分の間となっております。現状で言ひますと先程申し上げました通り年齢でいうと昭和 42 年生まれの方から 65 歳に到達することで、先が長く 10 年少し期間をもってこの制度は完成することになっております。課長からも話がありましたけれども、中々大きな改正を予想だに出来ないうようなことも想定される中で当分の間という表現になっておるのかと理解してあります。繰り返しますが国のルールを使う形でこういつた表現になっております。
- (答) 部長も申しました通り、雛形がありまして、国がどんな考えでこの当分の間という表現を用いたかは分かりませんが、恐らく全国津々浦々自治体の改正条例につきましては、同様の書きぶりになっているはずでせう。思ひますのは、65 歳に定年延長をしますが、その時の段階で年金の状況であるとか雇用の人数等の環境変化が予想されますので、下手をすれば 65 歳を 67 歳に延ばしにかかる目論見もあるのかと思ひておりまして、その時のために備えた含みを残した表現を国がしているのではないかという考え方も出来るかと思ひます。その程度しか今は分かりませんが、全ては国のやり方に基づいて作ったものであります。
- (問) 色々な公共機関を含めた色々な方々が準用しやすいようにとすることで、そういつた書き方もあるかと思ひますが、それを個別の中においても準用されているといふことですか。
- (答) こういつた公務員の給与であるとか定年であるとかにつきましては、ほぼ 100%

近く国のやり方を各自治体がそれに倣っております。

(問) 　　今回は国がこれを使っているの、それをそのまま使ったらこのようになったということですか。

(答) 　　こういった制度改正につきましては、国家公務員の制度と地方公務員の制度に違いがないようにする均衡の原則がありまして、国に倣って行うこととなりますので、全てが全く同じではありませんが、大きな制度の面につきましては、国の制度に合わせて各自治体がそれに合わせているのが通例でございます。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 32 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について  
及び  
議案第 33 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 32 号及び第 33 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、  
議案第 34 号 姫路市学校給食費調整基金条例の制定に関する臨時代理の承認について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (健康教育課主幹 議案第 34 号について説明)  
1 基金の目的でございますが、姫路市の学校給食事業における給食用物資の確保に要する経費に充てるため、姫路市学校給食費調整基金を設置するものでございます。  
2 基金の概要でございますが、学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、食材費については学校給食費として保護者等の負担により、令和 2 年度から令和 5 年度までは小学校 270 円、中学校 300 円、特別支援学校 270 円、幼稚園 255 円を徴収しているところでございます。食材の調達にあたりましては、天候不順などの影響による一時的な物価高騰等で、給食費に不足が生じる場合があり、このような状況においても必要な食材を確実に調達し、

学校給食を円滑に推進するため、基金を設置するものでございます。基金は、学校給食会の解散に伴う残余財産を寄附金として受入れ、これを原資として積み立ていたします。その後は、毎年度、剰余金が出た場合には基金へ積立てを行い、不足が生じた場合には基金を取り崩し、食材費に充当することといたします。

3 施行期日は、公布の日から施行するとしております。

最後に、下の図をご覧ください。「基金運用のイメージ」でございます。まず、剰余金が生じた場合でございますが、給食費である歳入と食材購入費である歳出を比較し、歳入が歳出を上回った場合には、剰余金を積立ていたします。逆に、不足が生じた場合でございますが、歳入が歳出を下回った場合には不足額を基金から取り崩し、不足額に充当することといたします。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 34 号 姫路市学校給食費調整基金条例の制定に関する臨時代理の承認  
について

報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 34 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、  
報告事項の 5 姫路市立あかつき中学校（夜間中学）開設に伴う準備状況につ  
いて

事務局からこの件について説明してください。

事務局

- （教育企画室主幹 報告事項の 5 について説明）  
まず、  
「1 生徒の募集状況」についてでございますが、(1) の募集期間のとおり、10 月 3 日から 11 月 30 日まで、生徒の募集を行っております。現在、受付期間中  
でございますが、現時点で、15 人の入学申込がありました。その内訳でございま  
すが、年齢層といたしましては、10 代が 5 人、40 代が 1 人、50 代が 3 人、60 代  
が 1 人、70 代が 1 人、80 代が 4 人となっております。また 15 人のうち、外国籍  
の方が 3 人、市外の方は 4 人でございます。またこの 15 人のほか、入学願書の  
提出待ちの方が 4 名ございます。募集期間が終わりましても、随時、受付を進め  
てまいります。これまでに、夜間中学体験会や入学説明会に参加されている方

や相談のお電話や面談をさせていただいた方もありますので、丁寧に入学対象となる方々のお声を拾いあげていきたいと考えております。

次に、「2 市外生徒の受け入れにかかる協定締結等」についてですが、市外からの生徒を受け入れる際には、生徒さんがお住まいの市や町が、学校運営費の一部を負担していただく仕組みが全国的に始まっており、あかつき中学校についても同様に、広域受け入れを進めたいと考えております。具体的には、覚書と協定書を締結するのですが、周辺の播磨圏域の7市8町につきましては、入学希望者の有り無しに関わらず、事前に自治体間で覚書だけでも交わしておこうという趣旨のもと、現在、締結事務を進めております。また、(2) 播磨圏域連携中枢都市圏における連携事業として、夜間中学の運営、生徒の受け入れをより効果的に進めていくための取組を進めます。資料が飛びまして、姫路市とそれぞれの相手方市町との協約変更案でございます。これらは、姫路市議会令和4年第4回定例会において、市長部局から上程する議案でございます。具体的には、「1 概要」の下線部にありますように、現在ある「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」の中に、夜間中学の設置運営と生徒受け入れにかかる協力を内容とする項目を追加することで、播磨圏域内の住民に十分な広報を行い、広く義務教育の機会を提供しようとするものでございます。この協約変更は、相手自治体の意向を確認した上で、稲美町と播磨町以外の7市6町を相手方として行います。

「3 校章の決定」についてでございます。あかつき中学校の校章につきましては、兵庫県立姫路工業高校デザイン科の生徒さんに、学校の主旨をお話し、自由に趣旨とデザインを合わせて考えていただけるよう依頼をしておりましたが、このたび、デザインが完成いたしましたので、ご報告いたします。このデザインは、「あかつき中学校」の「あかつき」の空に向かって飛ぶ白鷺をイメージしたもので、生徒の皆さんの未来が希望に満ちて、広がっていくように、との願いが込められております。また、下の白鷺の部分は、「ひめじ、もしくは太陽の日の出」の「ひ」の字を表現しております。このデザイン制作と、デザインの趣旨を考えてくださったのは、(2) の作成者に記載しておりますが、デザイン科2年生の「万壽本怜耶」さんです。次に、「(3) 校章の使用」についてですが、この校章は、学校の旗、校旗に使用するほか、学校要覧や関係資料、ホームページ等で使用してまいります。また公表時期は、次にご説明いたします校歌とともに、12月中旬を予定しております。

続きまして、「4 校歌の制作」についてでございます。校歌につきましては、(1) 制作者に記載しておりますとおり、「さとう宗幸」さんに作成を依頼いたしました。「さとう宗幸」さんは、委員の皆様もよくご存じの方ではございますが、本市とのゆかりの観点から申しますと、平成元年に開催した「姫路シロトピア博」におきまして、テーマソングの「夢あるまち」を作詞・作曲いただいた方でございます。「夢あるまち」の曲は、今もさとうさんのお声で、お昼休みに流れておりますほか、市ホームページにも掲載しております。さとう宗幸さん自身も、本市に大変愛着を持っていただいております。今回、校歌を作成いただくこととなりました。歌詞を掲載しておりますが、作成に当たっては、あかつき中

学校の生徒さんの幅広い年齢層や外国籍の方もいらっしゃる状況などを考慮していただきまして、歌詞はあまり難しくないように、あまり高すぎる音、低すぎる音を使わないように、また、楽しい気持ちで歌えるように、軽快な3拍子を使用した校歌となっております。この校歌は、模範演奏の動画などを含めて、12月中旬にはホームページに掲載し、公表を行うとともに、生徒の皆さんに校歌を練習していただきたいと考えております。草案の楽譜を添付しておりますが、まだデジタル演奏による音源しかございませんので、大変僭越ではございますが、その音源に合わせて、1番だけですが、私が歌わせていただこうと思います。上手ではありませんが、お許してください。どうぞよろしく願いいたします。(斉唱)

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

年齢層 10代5人の中には不登校で行けなかった子は含まれていますか。

(答)

5人全てが不登校関係の方でございまして、内3人は現在中学3年生で、その次の進路として夜間中学を選択されております。

(問)

すごくバランスよく年代層も外国人の方もいて、市外の方もいてよく応募いただいたなど、呼びかけが良かったと各所でされていた成果が出てきて良いことか思います。11月30日が締切ですが、例えばもしその後にこれに気付いて、若しくは思いが変わってやっぱり行きたいと言われた時に受入れは可能ですか。

(答)

令和5年度の4月から入りますが、基本計画の中ではその年に入る子は令和5年9月までは入学できる形にしております。11月30日締切としておりますが、その後も令和5年9月まではその年に入ってもらえることが出来ます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の5についてはこれで了承したいと思えます。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会ですが、12月15日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思えます。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、12月15日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、12月15日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局) [特になし]

教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後4時01分)